（様式２）

地方自治法（昭和 22 年４月 17 日法律第 67 号）第 234 条第２項、地方自治法施行令（昭和 22 年５月３日政令第 16 号）第 167 条の２第１項第５号及び横浜市契約事務委任規則第４条第４項第２号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和８年 10 月 16 日

横浜市契約事務受任者
下水道河川局長　遠藤　賢也

１　契約の概要
白灯油４，０００リットルの購入

２　履行（納品）場所
西部水再生センター

３　契約日
令和８年９月 25 日

４　履行日又は履行期間
契約締結の日から令和８年９月 30 日まで

５　契約金額
￥６６０,０００.-（うち消費税及び地方消費税相当額 60,000 円）（概算）

６　契約の相手方（名称及び所在）
神奈川県石油業協同組合　代表理事　木所　章
中区万代町３丁目５番地３

７　当該随意契約を行わざるを得なかった理由
西部水再生センターでは、降雨時に雨水排水機能を維持するため、白灯油を燃料とする雨水ポンプを運転しています。
これらのポンプは、燃料の安定供給を前提とした重要な設備であり、燃料の供給が滞った場合には排水機能が失われ、浸水被害の発生や市民生活、公衆衛生に影響を及ぼすおそれがあります。
現在、秋雨前線の停滞及び台風の影響による大雨により、白灯油を大量に消費しており、今後も降雨が見込まれることから、雨水ポンプの運転に必要な燃料を早急に確保する必要があります。
このため、通常の契約手続では必要な時期までに燃料を確保することが困難であることから、設備機能の維持及び浸水被害の未然防止を図るため、緊急に白灯油を調達するものです。

８　契約の相手方の選定理由

令和８年度白灯油の契約実績（同種の契約）があり、緊急対応が可能なため選定しました。

９　所管課

下水道河川局下水道施設部西部水再生センター